監　査　報　告　書

令和 7 年 5 月 20 日

社会福祉法人　桜川会

理事長　　間　山　公　一　殿

監事　神　孝寿　印

監事　山崎永季弘　印

私たち監事は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの令和６年度の理事の職務執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその付属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2　監査意見

①　事業報告等の監査結果

一　事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

②　計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和６年度

決　算　報　告　書

（自）令和６年４月　１日
（至）令和７年３月31日

社会福祉法人 桜川会

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）令和 6年 4月 1日（至）令和 7年 3月31日

（単位：円）

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収入	0181 保育事業収入	106,640,000	107,448,050	-808,050
		0200 受取利息配当金収入	2,000	17,178	-15,178
		0201 その他の収入	155,000	174,500	-19,500
		事業活動収入計(1)	106,797,000	107,639,728	-842,728
	支出	0129 人件費支出	78,810,000	76,165,389	2,644,611
		0130 事業費支出	9,637,000	9,272,070	364,930
		0131 事務費支出	13,202,000	12,450,879	751,121
		0138 その他の支出	10,000		10,000
		事業活動支出計(2)	101,659,000	97,888,338	3,770,662
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		5,138,000	9,751,390	-4,613,390
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)			
	支出	0144 固定資産取得支出	3,100,000	2,999,321	100,679
		施設整備等支出計(5)	3,100,000	2,999,321	100,679
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-3,100,000	-2,999,321	-100,679
その他の活動による収支	収入	0214 積立資産取崩収入		5,331	-5,331
		その他の活動収入計(7)		5,331	-5,331
	支出	0152 積立資産支出	2,400,000	6,330,242	-3,930,242
		その他の活動支出計(8)	2,400,000	6,330,242	-3,930,242
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-2,400,000	-6,324,911	3,924,911
予備費支出(10)				—	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			-362,000	427,158	-789,158

前期末支払資金残高(12)	28,083,248	28,083,248	
当期末支払資金残高(11)+(12)	27,721,248	28,510,406	-789,158

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

（自）令和 6年 4月 1日（至）令和 7年 3月31日

（単位：円）

勘定科目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	0072 保育事業収益	107,448,050	103,230,976	4,217,074
		サービス活動収益計(1)	107,448,050	103,230,976	4,217,074
	費用	0015 人件費	76,280,963	76,140,984	139,979
		0016 事業費	9,272,070	8,767,880	504,190
		0017 事務費	12,450,879	8,844,108	3,606,771
		0027 減価償却費	4,565,848	4,445,503	120,345
		0028 国庫補助金等特別積立金取崩額	-306,292	-311,358	5,066
		0031 引当金繰入	730,242	697,347	32,895
		サービス活動費用計(2)	102,993,710	98,584,464	4,409,246
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		4,454,340	4,646,512	-192,172
サービス活動外増減の部	収益	0093 受取利息配当金収益	17,178	651	16,527
		0098 その他のサービス活動外収益	174,500	2,081,735	-1,907,235
		サービス活動外収益計(4)	191,678	2,082,386	-1,890,708
	費用	0038 その他のサービス活動外費用		3,000	-3,000
		サービス活動外費用計(5)		3,000	-3,000
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		191,678	2,079,386	-1,887,708
経常増減差額(7)=(3)+(6)			4,646,018	6,725,898	-2,079,880
特別増減の部	収益				
		特別収益計(8)			
	費用	4933 器具及び備品売却損・処分損	6	1	5
		特別費用計(9)	6	1	5
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		-6	-1	-5
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			4,646,012	6,725,897	-2,079,885
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		62,633,764	67,307,867	-4,674,103
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		67,279,776	74,033,764	-6,753,988
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)			1,300,000	-1,300,000
	その他の積立金積立額(16)		5,600,000	12,700,000	-7,100,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		61,679,776	62,633,764	-953,988

理事長	会計責任者	会計職員	

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

（単位：円）

資産の部	当年度末	前年度末	増減
0001 流動資産	32,531,578	32,229,438	302,140
1111 現金預金	25,895,178	28,125,258	-2,230,080
1131 事業未収金	6,360,050	3,395,380	2,964,670
1133 未収補助金	276,350	708,800	-432,450
0002 固定資産	154,874,864	150,346,061	4,528,803
0003 基本財産	102,783,961	105,892,971	-3,109,010
1211 土地	60,470,000	60,470,000	
1212 建物	42,313,961	45,422,971	-3,109,010
0004 その他の固定資産	52,090,903	44,453,090	7,637,813
1312 建物	4	4	
1313 構築物	3,382,452	1,789,503	1,592,949
1316 器具及び備品	2,152,895	2,041,667	111,228
1322 ソフトウェア	269,500	431,200	-161,700
1329 退職給付引当資産	6,986,052	6,490,716	495,336
1332 保育所施設設備整備積立資産	15,700,000	11,700,000	4,000,000
1337 人件費積立資産	23,600,000	22,000,000	1,600,000
資産の部合計	187,406,442	182,575,499	4,830,943

負債の部	当年度末	前年度末	増減
0006 流動負債	5,752,525	5,756,638	-4,113
2112 事業未払金	2,180,581	2,576,062	-395,481
2133 職員預り金	1,840,591	1,570,128	270,463
2152 賞与引当金	1,731,353	1,610,448	120,905
0007 固定負債	6,986,052	6,490,716	495,336
2321 退職給付引当金	6,986,052	6,490,716	495,336
負債の部合計	12,738,577	12,247,354	491,223
純資産の部			
0009 基本金	71,932,926	71,932,926	
3111 基本金	71,932,926	71,932,926	
0010 国庫補助金等特別積立金	1,755,163	2,061,455	-306,292
3211 国庫補助金等特別積立金	1,755,163	2,061,455	-306,292
0011 その他の積立金	39,300,000	33,700,000	5,600,000
3221 保育所施設施設整備積立金	15,700,000	11,700,000	4,000,000
3222 人件費積立金	23,600,000	22,000,000	1,600,000
0012 次期繰越活動増減差額	61,679,776	62,633,764	-953,988
3311 次期繰越活動増減差額	61,679,776	62,633,764	-953,988
3312 （うち当期活動増減差額）	4,646,012	6,725,897	-2,079,885
純資産の部合計	174,667,865	170,328,145	4,339,720
負債及び純資産の部合計	187,406,442	182,575,499	4,830,943

脚注

1．減価償却費の累計額　９９，５８０，０８５円

第一号第三様式（第十七条第四項関係）

社会福祉事業事業区分資金収支内訳表

（自）令和 6年 4月 1日（至）令和 7年 3月31日

（単位：円）

勘定科目			大野保育園	大野第二放課後児童会	桜川会法人本部	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入	0181 保育事業収入	97,867,350	9,580,700		107,448,050		107,448,050
		0200 受取利息配当金収入	16,487	633	58	17,178		17,178
		0201 その他の収入	174,500			174,500		174,500
		事業活動収入計(1)	98,058,337	9,581,333	58	107,639,728		107,639,728
	支出	0129 人件費支出	69,831,512	6,333,877		76,165,389		76,165,389
		0130 事業費支出	8,289,773	982,297		9,272,070		9,272,070
		0131 事務費支出	10,240,393	2,118,776	91,710	12,450,879		12,450,879
		事業活動支出計(2)	88,361,678	9,434,950	91,710	97,888,338		97,888,338
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			9,696,659	146,383	-91,652	9,751,390		9,751,390
施設整備等による収支	収入							
		施設整備等収入計(4)						
	支出	0144 固定資産取得支出	2,853,571	145,750		2,999,321		2,999,321
		施設整備等支出計(5)	2,853,571	145,750		2,999,321		2,999,321
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			-2,853,571	-145,750		-2,999,321		-2,999,321
その他の活動による収支	収入	0214 積立資産取崩収入	5,331			5,331		5,331
		その他の活動収入計(7)	5,331			5,331		5,331
	支出	0152 積立資産支出	6,330,242			6,330,242		6,330,242
		その他の活動支出計(8)	6,330,242			6,330,242		6,330,242
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			-6,324,911			-6,324,911		-6,324,911
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)			518,177	633	-91,652	427,158		427,158
前期末支払資金残高(11)			27,748,297	61,870	273,081	28,083,248		28,083,248
当期末支払資金残高(10)+(11)			28,266,474	62,503	181,429	28,510,406		28,510,406

第二号第三様式（第二十三条第四項関係）

社会福祉事業事業区分事業活動内訳表

（自）令和 6年 4月 1日（至）令和 7年 3月31日

（単位：円）

勘定科目			大野保育園	大野第二放課後児童会	桜川会法人本部	合計	内部取引消去	事業区分合計
サービス活動増減の部	収益	0072 保育事業収益	97,867,350	9,580,700		107,448,050		107,448,050
		サービス活動収益計(1)	97,867,350	9,580,700		107,448,050		107,448,050
	費用	0015 人件費	69,947,086	6,333,877		76,280,963		76,280,963
		0016 事業費	8,289,773	982,297		9,272,070		9,272,070
		0017 事務費	10,240,393	2,118,776	91,710	12,450,879		12,450,879
		0027 減価償却費	4,031,012	534,836		4,565,848		4,565,848
		0028 国庫補助金等特別積立金取崩額	-38,807	-267,485		-306,292		-306,292
		0031 引当金繰入	730,242			730,242		730,242
		サービス活動費用計(2)	93,199,699	9,702,301	91,710	102,993,710		102,993,710
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		4,667,651	-121,601	-91,710	4,454,340		4,454,340
サービス活動外増減の部	収益	0093 受取利息配当金収益	16,487	633	58	17,178		17,178
		0098 その他のサービス活動外収益	174,500			174,500		174,500
		サービス活動外収益計(4)	190,987	633	58	191,678		191,678
	費用							
		サービス活動外費用計(5)						
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		190,987	633	58	191,678		191,678
経常増減差額(7)=(3)+(6)			4,858,638	-120,968	-91,652	4,646,018		4,646,018
特別増減の部	収益							
		特別収益計(8)						
	費用	4933 器具及び備品売却損・処分損	6			6		6
		特別費用計(9)	6			6		6
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		-6			-6		-6
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			4,858,632	-120,968	-91,652	4,646,012		4,646,012
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		61,249,942	1,110,741	273,081	62,633,764		62,633,764
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		66,108,574	989,773	181,429	67,279,776		67,279,776
	基本金取崩額(14)							
	その他の積立金取崩額(15)							
	その他の積立金積立額(16)		5,600,000			5,600,000		5,600,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		60,508,574	989,773	181,429	61,679,776		61,679,776

事業・拠点　[0001:社会福祉事業]

理事長	会計責任者	会計職員	

第三号第三様式（第二十七条第四項関係）

社会福祉事業事業区分貸借対照表内訳表

令和 7年 3月31日現在

（単位：円）

勘定科目	大野保育園	大野第二放課後児童会	桜川会法人本部	合計	内部取引消去	事業区分合計
0001 流動資産	31,170,083	1,269,666	181,429	32,621,178	-89,600	32,531,578
1111 現金預金	24,533,683	1,269,666	91,829	25,895,178		25,895,178
1131 事業未収金	6,360,050			6,360,050		6,360,050
1133 未収補助金	276,350			276,350		276,350
1177 拠点区分間貸付金			89,600	89,600	-89,600	
0002 固定資産	152,097,456	2,777,408		154,874,864		154,874,864
0003 基本財産	100,317,632	2,466,329		102,783,961		102,783,961
1211 土地	60,470,000			60,470,000		60,470,000
1212 建物	39,847,632	2,466,329		42,313,961		42,313,961
0004 その他の固定資産	51,779,824	311,079		52,090,903		52,090,903
1312 建物	4			4		4
1313 構築物	3,308,693	73,759		3,382,452		3,382,452
1316 器具及び備品	1,915,575	237,320		2,152,895		2,152,895
1322 ソフトウェア	269,500			269,500		269,500
1329 退職給付引当資産	6,986,052			6,986,052		6,986,052
1332 保育所施設設備整備積立資産	15,700,000			15,700,000		15,700,000
1337 人件費積立資産	23,600,000			23,600,000		23,600,000
資産の部合計	183,267,539	4,047,074	181,429	187,496,042	-89,600	187,406,442
0006 流動負債	4,456,462	1,385,663		5,842,125	-89,600	5,752,525
2112 事業未払金	973,418	1,207,163		2,180,581		2,180,581
2133 職員預り金	1,840,591			1,840,591		1,840,591
2144 拠点区分間借入金	89,600			89,600	-89,600	
2152 賞与引当金	1,552,853	178,500		1,731,353		1,731,353
0007 固定負債	6,986,052			6,986,052		6,986,052
2321 退職給付引当金	6,986,052			6,986,052		6,986,052
負債の部合計	11,442,514	1,385,663		12,828,177	-89,600	12,738,577
0009 基本金	71,932,926			71,932,926		71,932,926
3111 基本金	71,932,926			71,932,926		71,932,926
0010 国庫補助金等特別積立金	83,525	1,671,638		1,755,163		1,755,163
3211 国庫補助金等特別積立金	83,525	1,671,638		1,755,163		1,755,163
0011 その他の積立金	39,300,000			39,300,000		39,300,000
3221 保育所施設施設整備積立金	15,700,000			15,700,000		15,700,000
3222 人件費積立金	23,600,000			23,600,000		23,600,000
0012 次期繰越活動増減差額	60,508,574	989,773	181,429	61,679,776		61,679,776
3311 次期繰越活動増減差額	60,508,574	989,773	181,429	61,679,776		61,679,776
3312 （うち当期活動増減差額）	4,858,632	-120,968	-91,652	4,646,012		4,646,012
純資産の部合計	171,825,025	2,661,411	181,429	174,667,865		174,667,865
負債及び純資産の部合計	183,267,539	4,047,074	181,429	187,496,042	-89,600	187,406,442

別紙４

財　産　目　録

令和 7年 3月31日 現在

（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	青森みちのく銀行/大野支店他	—	運転資金として	—	—	25,895,178
事業未収金	令和6年度保育所委託費他	—		—	—	6,360,050
未収補助金	延長保育促進事業補助金	—		—	—	276,350
流動資産合計						32,531,578
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	青森市大字大野字前田74番地1	昭和56年	第二種社会福祉事業である、大野保育園施設等に使用している。	—	—	53,625,000
	青森市大字大野字前田74番地66	平成27年	第二種社会福祉事業である、大野第二放課後児童会施設等に使用している。	—	—	6,845,000
	小計					60,470,000
建物	（大野保育園拠点） 青森市大字大野字前田74番地1	昭和56年	第二種社会福祉事業である、大野保育園施設等に使用している。	115,086,222	75,238,590	39,847,632
	（大野第二放課後児童会拠点） 青森市大字大野字前田74番地1	平成19年	第二種社会福祉事業である、大野第二放課後児童会施設等に使用している。	11,301,548	8,835,219	2,466,329
	小計					42,313,961
基本財産合計						102,783,961
(2) その他の固定資産						
建物	(大野保育園拠点)ユニットバス他	—	第二種社会福祉事業である、大野保育園施設等に使用している。	2,195,765	2,195,761	4
構築物	物置コンテナ他	—	第二種社会福祉事業である、大野保育園施設及び大野第二放課後児童会施設等に使用している。	8,026,069	4,643,617	3,382,452
器具及び備品	ピアノ他	—	第二種社会福祉事業である、大野保育園施設及び大野第二放課後児童会施設等に使用している。	10,280,793	8,127,898	2,152,895
ソフトウェア	福祉大臣	—	会計ソフト	808,500	539,000	269,500
退職給付引当資産	県社協退職金共済掛金	—	将来における職員の退職金に使用するため。	—	—	6,986,052
保育所施設設備整備積立資産	青森銀行/大野支店	—	将来における建替のために積立てている預金	—	—	15,700,000
人件費積立資産	青森銀行/大野支店	—	将来における職員の賃金に使用するため。	—	—	23,600,000
その他の固定資産合計						52,090,903
固定資産合計						154,874,864
資産合計						187,406,442
Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	業者支払他	—		—	—	2,180,581
職員預り金	3月分社会保険料他	—		—	—	1,840,591
賞与引当金	賞与引当金	—		—	—	1,731,353
流動負債合計						5,752,525
2 固定負債						
退職給付引当金	県社協退職共済掛金引当金	—		—	—	6,986,052
固定負債合計						6,986,052
負債合計						12,738,577
差引純資産						174,667,865

令　和　6　年　度

事　業　報　告　書

社会福祉法人　桜川会

大　野　保　育　園

大野第二放課後児童会

目　　次

・法人の基本理念　・・・・・・　1

・令和６年度の事業概況　・・・・・・　1

・Ⅰ 法人の概要(役員・評議員等の状況)　・・・・・・　1

・経営する社会福祉施設及び事業　・・・・・・　1～2

・会議等の開催状況　・・・・・・　2～3

・職員の状況、研修等　・・・・・・　3～4

・Ⅱ 施設運営（大野保育園）　・・・・・・　5～9

・Ⅱ 施設運営（大野第二放課後児童会）　・・・・・・　１０

・Ⅲ職員の処遇管理等　・・・・・・　１１

・研修等参加者名簿　・・・・・・　１１～１２

・事業報告の附属明細書について　・・・・・・　１３

《社会福祉法人桜川会の基本理念》

質の高い福祉サービスを追及し利用者の最善の利益と

人権を守り、地域福祉の推進に貢献します。

◇令和６年度の事業概況

園児数を確保していくのが難しくなっている中で、令和６年度は最終的に定員に近い園児を保持することができました。また、特別な支援を必要とする園児もいる中で、日頃の保育に一生懸命に取り組んでいる先生方に感謝しております。

今後も引き続き周りの環境を整えながら、子ども達が安心・安全に活動できるように努めて参ります。

Ⅰ法人の概要

① 役員・評議員等の状況（理事・監事　任期：令和５年６月 23 日～令和７年定時評議員会終了まで）

令和７年３月 31 日現在　（評　議　員　任期：令和３年６月 23 日～令和７年定時評議員会終了まで）

理事長	間　山　公　一	理　事	間山百合子	理　事	工　藤　典　子
理　事	櫛引由希子	理　事	工　藤　暁　子	理　事	鈴　木　貴　子
評議員	工　藤　朝　彦	評議員	山口万里子	評議員	對　馬　礼　子
評議員	野村眞木男	評議員	櫻　庭　敬　子	評議員	鳴　海　沖　人
評議員	秋　田　美　季	監　事	山崎水季弘	監　事	神　　孝　寿

② 第三者委員（令和６年度）

大野保育園	① 三浦良子（NPO法人セーフテイネット青森）　②奥谷きゆ（大野地区元民生委員）

③ 経営する社会福祉施設及び事業

（1）第二種社会福祉事業（定款規定）

(ｱ) 保育所の経営

	大野保育園
所在地 定　員	青森市大野字前田 74 番地１ 定員 60 名（受入可能 78 名）　～S56.4 事業開始～
特別事業 （認 可）	1.延長保育　　2.一時預かり保育　　3.世代間交流事業
園舎概況 （基本財産）	・土 地　1,300.00 ㎡ ・建 物　641.31 ㎡　（木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建）

(イ) 放課後児童健全育成事業の経営

大野第二放課後児童会 通称：大野児童クラブ (H15.4 青森市から受託開始)	青森市大野字前田74番地1（大野保育園併設） 小学校1年生から6年生までの学童保育 定員40名

(ウ) 一時預かり事業の経営 (H.21.6：青森市長届出)

大野保育園	1日3名まで受入れ、週3日程度利用可能(行事等により変更有り) 保護者の一時的就業や傷病・入院、育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により、一時的に保育の必要となった児童の預かり保育を行う。

④ 会議の開催状況(令和6年度)

理　事　会		
開催日・場所	議　　案	出　席
R6.5.28 大野保育園	報告事項 1.理事長の職務執行状況報告 2.監事監査報告 3.令和5年度自己評価点検表 審議事項 1.令和5年度事業報告及び附属明細書の承認について 2.人件費及び施設整備の積立について 3.令和5年度計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認について 4.大野保育園職員及び利用者用駐車場の舗装工事契約について 5.定時評議員会の招集について 6.評議員選任・解任委員の改選について 7.施設整備積立資産の取り崩し（無効）について	理　事6名 監　事2名
R6.11.29 大野保育園	報告事項 1.理事長の職務執行状況報告 審議事項 1.令和6年度　第一次補正予算について 2.その他	理　事5名 監　事2名
R7.3.14 大野保育園	報告事項 1.令和6年度 指導監査報告 審議事項 1.給与規程（通勤手当）の変更について 2.旅費規程の変更について 3.育児・介護休業等に関する規程の変更について 4.大野保育園　運営規程の見直しについて 5.令和6年度 第二次補正予算について 6.令和7年度 事業計画について 7.令和7年度 当初予算について 8.その他	理　事6名 監　事2名

評 議 員 会		
開催日	議　案	出席
R6.6.13 大野保育園	報告事項 1.令和5年度 事業報告について 2.令和5年度 自己評価点検表について 3.監事監査報告 審議事項 1.令和5年度 計算書類及び財産目録の承認について 2.その他	評議員5名 理　事1名 監　事2名

⑤ 令和6年度指導監査（青森市福祉部指導監査課5名）

大野保育園　令和 7年1月 23日（ 9：30 ～ 13:00 ）

⑥ 所轄庁等への認可(届出)・登記等

月	相 手 ・ 内 容	月	相 手 ・ 内 容
6月	法務局　資産総額変更登記	3月	青森市　運営規程変更届
6月	法務局　役 員 登 記	3月	青森労働基準監督署 労使協定 及び 規程等変更 届出
6月	青森市　社会福祉法人現状報告書		

⑦ 意見、要望・苦情等の担当

施　設	苦情受付担当者	苦情解決責任者	第 三 者 委 員
大野保育園	奥崎美智子 （主任保育士）	工藤暁子 （園　長）	奥谷きゆ（大野地区元民生委員） 三浦良子（NPO法人セーフテイネット青森）

⑧ 職員の状況　職員数24名

(ｱ)職員構成

区　分	園 長	主　任 保育士	保育士	看護師	調理員	事　務	計	6年度中途 退職者数
大野保育園	1	1	12	1	4	1	20	0
大野児童クラブ	学童保育支援員　6名（ｽﾎﾟｯﾄﾜｰｸ2名含む）						6	0

令和 7年 3月 31日現在　在籍職員

(ｲ)健康管理・福利厚生等

職員の定期健康診断は、6.7月に実施。青森市の制度利用で40才以上の対象職員には、付加健診項目(ABC胃がんﾘｽｸ健診等)を川口内科及び協立病院で行う。また、毎月1回の細菌検査(検便)を実施し、11月～3月についてはノロウィルス検査を行う。また、希望職員にはインフルエンザワクチン接種の補助を行っている。

福利厚生では、社会福祉法でも規定されている「福利厚生センター」に平成24年度より対象職員が加入している。この会費については法人で負担し、職員の健康増進と余暇(リフレッシュ)活動の充実を促している。

(ｳ)職員研修

法人の研修理念に沿って、外部研修への参加や個人研修計画シートの記入、自己点検評価の実施、また日常のOJTを積極的に活用したほか、定例の職員全体研修会・園内研修会を次のとおり実施した。

＜大野保育園園内研修＞

① 令和６年６月１日（土）13：00～14：30　担当：長内智恵（保育士）
・事故防止及び健康安全管理
・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

② 令和６年７月27日（土）13：00～14：15　担当：森　裕美（看護師）
・感染対策について　①感染症についての確認テスト
②手洗いチェック演習

③ 令和６年12月７日（土）13：00～14：30　担当：工藤暁子（園　長）
・児童虐待の理解と対応

Ⅱ 施設運営

≪大野保育園≫

保 育 理 念

子どもの最善の利益とより良い生活を守り
望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。

保育方針 ⇒
- 元気な子ども
- 仲の良い子ども
- 考える子ども
- 生きる力をもった子ども
- 身辺処理の出来る子ども

上記の子ども像達成のために、保育・支援目標を定める

(1) 児童の処遇

① 保育児童数

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
0歳児	標準	2	3	3	3	3	3	4	6	7	7	7	7	55	56
	短時間	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1歳児	標準	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8	87	87
	短時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2歳児	標準	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108	132
	短時間	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
3歳児	標準	8	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9	102	120
	短時間	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	18	
4歳児	標準	9	9	9	8	8	9	9	9	9	9	9	9	106	132
	短時間	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	26	
5歳児	標準	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120	132
	短時間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
計		53	53	53	53	53	53	54	56	57	58	58	58	659	659

② 健康管理

歯科検診		内科検診	
4月　9日	歯科嘱託医　秋谷久美子	4月 25日	内科嘱託医　嶋中義人
10月 1日	歯科嘱託医　秋谷久美子	10月 17日	内科嘱託医　嶋中義人

※当日欠席した児童は後日受診とし、発育測定は毎月実施

健康面では園児一人ひとりの発育発達の個人差を考慮しながら、健康な生活習慣を身につけ、豊かな成長が遂げられるよう次の点に取り組んだ。

・日常養護と健康管理　・病気の予防と早期発見　・環境衛生
・安全と事故防止　・健康増進と保健指導

③ 安全管理

青森警察署交通安全指導員（白鳥クラブ）の交通安全指導を1回実施。

□避難訓練

月	想定	内容	訓練内容
4月10日	地震	地震発生による避難（ホール）	模擬消火訓練
5月15日	総合 地震による火災	地震から火災発生による屋外避難	総合避難訓練 通報訓練
6月12日	火災	学童室からの火災発生による屋外避難	模擬消火訓練
7月10日	地震	地震発生による屋外避難	模擬消火訓練
8月14日	地震	地震発生による屋外避難	模擬消火訓練
9月4日	火災 （防災訓練）	近隣の建物火災による屋外避難（大野公園）	模擬消火訓練 公園までの避難・誘導
10月9日	総合 地震による火災	地震からの火災発生による屋外避難	総合避難訓練 通報訓練
11月6日	火災	調理室からの火災発生による避難（ホール）	模擬消火訓練
12月18日	地震 （不審者）	地震発生による避難（ホール）110番通報	模擬消火訓練 撃退訓練
1月15日	火災 （Jアラート）	学童室からの火災発生による避難（ホール）	模擬消火訓練
2月12日	地震 （水害）	地震発生による避難（ホール）水害（2階）	模擬消火訓練 垂直避難
3月12日	火災	調理室からの火災発生による避難（ホール）	模擬消火訓練

※防火設備の保守点検として年2回業者（青森消防設備）による火災報知機等の点検を実施

④ 栄養管理

(ｱ) 日常の献立作成の栄養管理、荷重平均食量等、パソコンソフトによる給食事務を行う。

(ｲ) 給食指導

毎月の献立表等は給食計画に基づき作成している。離乳食に関しては、個人差を考慮し家庭との連携を図りながら無理のない離乳を進めていく。1歳児の食事に関しては離乳食（完了食）後で間もないため、個人によっては離乳食を提供する。アレルギー児の「食物除去」もアレルギーガイドラインに沿って代替食品・代替食を用意し対応している。また見た目も重視しながら通常メニューに近いものを提供している。

(ｳ) 食 育

大野保育園では「心を育てる食育」を目標とし、食に関わる行事や活動を行う。また、サンプル展示を行うことで普段の給食の様子を見る事が出来、メニューやレシピにも関心をもつ声が聴かれるなど保護者にも好評である。旬の野菜を食材に取り入れ、自然の恵みの豊かさや大切さを知ることで、感謝の気持ちを持つよう日々働きかけをしている。自分達で育てた野菜や食に興味を持つことで子どもの好き嫌いが減り、食事のマナーや基本的な習慣、自然への知識も身についてきている。

(2) 地域との連携等

①子育て支援の為の保護者の保育参加、育児講座等の開催

8/28・12/19　健康指導開催

②実習生の受け入れ

期　　間	学　　校　　名　（人数）
8月26日～9月7日	青森中央短期大学2年生（1名）
10月15日～10月26日	東奥保育・福祉専門学院2年生（1名）
10月21日～11月2日	青森中央短期大学2年生（1名）
11月5日～11月16日	東奥保育・福祉専門学院2年生（1名）
1月20日～2月1日	青森中央短期大学1年生（1名）
2月5日～2月17日	青森明の星短期大学1年生（1名）

③ボランティア・中学生・高校生職場体験

期　　間	学　　校　　名　（人数）
9月26日	青森市立南中学校3年生（6名）
10月16日～10月18日	むつ市立田名部中学校2年生（1名）

④世代間交流

9月25日	施設訪問（大野和幸園）※中止
10月26日	大野市民センターまつり
12月12日	施設訪問（大野和幸園）

(3) 主な行事

4月6日	入園式	9月12日	お月見集会
5月2日	子どもの日集会	10月3日	りんご狩り（3.4.5歳児）
5月10日	プランターの花植え（5歳児）	10月10日	水族館遠足（3.4.5歳児）
5月22日	トマトの苗植え体験（5歳児）	10月23日	大野小学校学習発表会鑑賞（5歳児）
6月1日	参観日	10月26日	大野市民センターまつり（5歳児）
6月5日	消防署見学（5歳児）	11月14日	七五三集会
7月11日	白鳥クラブ交通安全教室	12月7日	おゆうぎ会
6月29日	わくわく体験（5歳児）	12月19日	健康指導
7月4日	七夕集会	2月3日	節分集会
7月27日	夏まつり	3月3日	ひなまつり集会
8月28日	健康指導	3月8日	卒園式
9月21日	運動会	3月28日	卒園を祝う会

(4) 意見、要望、苦情等　令和7年度の受付　1件

受付日	令和 7 年 4 月 3 日
内容等	入園して2日目の段階で母親が園での様子を聞いたところ、担任以外の対応した職員から「物を見る時に顔を斜めにする」「名前を呼んでも返事がない」など、気になる様子がいくつか見られると言われ大変困惑した。担任の先生はどう考えているのか。
園の対応	気になる様子を伝えたことによって困惑させてしまったことを謝った。そのうえで園に慣れていくのには個人差があることや日々の様子を伝えながら子ども自身も慣れようと頑張っていることを伝えた。そして今後も何か気になることがあれば担任に聞いてくださいと伝えた。 職員には、保護者から質問や相談を受けたら、まず担任に内容を伝え、担任から保護者へ対応するよう周知した。

(5) 行事等の感想

令和6年4月6日（土）入園式（オンブズマンによる聞き取り）

・どの先生も優しく接してくれるので子供たちは楽しみにしている。

・担任が毎年変わっているので心配はあったが、子どもは意外にサッパリしていた。他のクラスの先生も見守ってくれているので安心できる。

・家が近いのが入園の決め手であったが、他の施設も見学して大野保育園の雰囲気が一番良かった。

令和６年６月１日（土）参観日（オンブズマンによる聞き取り）

・保育園での生活が楽しく、行く日を心待ちにしている。
・休日でも保育園に行きたいと言い出して困ったことがあった。
・安心して預かってもらっている。

令和６年９月 21 日（土）運動会（オンブズマンによる感想）

全園児の徒競走に始まり競技が進んでいった。中でも親子障害物競走はとても楽しく、面白く、親の必死な頑張りは昔の園児の頃を思い出す。
今回はリレーのコースから外れる園児もいなくバッチリでした。サンドームの中の全員がひとつの輪で繋がり盛り上がり、感動し元気をもらえました。

令和６年 12 月７日（土）おゆうぎ会（オンブズマンによる感想）

会場の熱気が凄かった。今年のお遊戯会は早いリズムが多く、大人顔負けの身のこなしに感心するのみでした。

令和７年３月８日（土）卒園式（オンブズマンによる感想）

たくましく賢く可愛く成長された堂々の卒園、晴れ姿に目が霞んできました。
春夏秋冬それぞれ思い出としていつまでも残っていることでしょう。各先生方、お父さんお母さんへのお礼の言葉や歌など、子ども達のしっかり成長された様子に感心するのみです。

≪大野第二放課後児童会≫　　通称：大野児童クラブ

大野児童クラブの指導方針(学童保育)

異年齢との交流体験を通して、活発な行動意欲の育成を支援する。

保育目標 ⇒
(1)集団生活の中できまりを守り、友情と思いやりの心を育む。
(2)学習習慣を身につけ、豊かな創造力と応用する力を養う。

(1)利用児童数

区　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1年生	8	8	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	78
2年生	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	85
3年生	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48
4年生	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
5年生	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
6年生	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
計	28	27	26	23	23	23	23	23	23	23	23	23	288

※上記の内、土曜日に他の児童会からの利用者数　　0名、長期休業日だけの利用者数　0名

(2) 主な行事

5月	避難訓練（地震）
9月	避難訓練（火災）
3月	退会児童を送る会

(3) 意見、要望、苦情等（口頭等含む）　　令和6年度の受付　0　件

Ⅲ 職員の処遇管理等

(1) 各種会議

・職員会議　　毎月１回実施
・給食会議　　毎月１回実施及び適宜実施
・ケース会議　　適宜実施

(2) 労務管理

国の施策による処遇改善等加算Ⅰ・Ⅲについては対象となる職員に手当が支給された。また処遇改善等加算Ⅱについては副主任、専門・部門別リーダーに支給し、処遇向上を図った。勤務体制は１ヵ月の変形労働時間制による勤務で、１週間の労働時間を平均 40 時間とし、早番、遅番等のシフト勤務を継続した。
年次有給休暇は年度初（4/1 付）に職員へ付与し、年間 10 日以上の有給休暇が付与される職員に対しては取得義務とする５日以上の消化を促した。

(3) 情報公開について

当法人では社会福祉法第 75 条に基づき、保護者等に対して事業報告書・資産等の決算書・重要事項説明書の公開を両保育園で行っている。平成 29 年施行の財務諸表等電子開示システム（独立行政法人福祉医療機構）により定款・事業報告書・決算各計算書類・現況報告書の公開を行い、経営・運営の透明性を図っている。

令和６年度　研修等参加者名簿（総会等省略）

【大野保育園】

研修参加者	研修日	出張先	研修内容
西田奈津美	5/14	Web（大野保育園）	令和６年度 北海道・東北ブロック 保育指導者セミナー
菊池祐菜	5/28	はまなす会館 2F 大会議室	運動会実技研修会
沼田奈津子	〃	〃	〃
菊池祐菜	6/7	青森県立保健大学	令和６年度　新任保育士・保育教諭研修
山口るみ子	6/12	Web（大野保育園）	芸術教育学校 web 講座
奥崎美智子	6/17	ホテル青森	令和６年度　青森県保育研究大会
奥崎美智子	7/13	ﾘﾝｸｽﾃｰｼｮﾝﾎｰﾙ青森	主任・主幹研修
工藤暁子	7/8	アピオ青森	社会福祉施設事業場向け 労務管理・完全管理
肥後貴和子	7/19	Web（大野保育園）	令和６年度　栄養・食育 マネジメントセミナー
工藤暁子	7/19	〃	BCP にまず必要な全関係者の「覚悟と使命」
工藤暁子	7/31	〃	令和６年度 施設経営セミナー
小濱幸美	8/17	〃	自閉ｽﾍﾟｸﾄﾗﾑ症の特性理解
松田明子	8/19・20	青森県立保健大学	職場研修担当者研修会

研修参加者	研修日	出張先	研修内容
沼田奈津子	8/20	青森総合学校教育ｾﾝﾀｰ	幼保小連携
奥崎美智子	8/28	ホテル青森	主任・主幹研修
藤嶋千佳子	8/29	青森県立保健大学	令和６年度 子ども・家庭福祉 担当職員セミナー
森　裕美	9/10	Web（大野保育園）	社会福祉施設看護職員研修
工藤暁子	9/11	〃	児童虐待・不適切保育
櫻井美幸	9/25	青森市保健所	特定給食施設等研修会
與那美由	9/25	青森市福祉増進センター	幼児期に伸ばしたい調整力
須藤理美子	10/16	Web（大野保育園）	給食・食育研修会
鳥山要子	10/23	青森県総合社会教育ｾﾝﾀｰ	食物アレルギー研修
肥後貴和子	〃	〃	〃
菊池祐菜	10/25	青森県立保健大学	令和６年度 新任保育士・保育教諭 フォローアップ研修
小濱幸美	10/29・30	ホテル青森	キャリアアップ研修 （保護者支援・子育て支援）
一戸まなみ	11/19	Web（大野保育園	みて、さわって、たのしむ！ 子どもの造形表現
西田奈津美	11/29	青森県民福祉プラザ	発達障害とﾍﾟｱﾚﾝﾄﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ ﾃｨｰﾁｬｰｽﾞﾄﾚｰﾆﾝｸﾞの目的
小濱幸美	〃	〃	〃
奥崎美智子	12/12	青森県総合社会教育ｾﾝﾀｰ	幼保小連携に係る研修講座
長内智恵	12/13	Web（大野保育園	発達の偏りがある子どもの 理解と対応について
森　裕美	1/7・8	〃	キャリアアップ研修 （保健衛生・安全対策）
長内智恵	1/10	〃	子どもと共に楽しむ保育製作

事業報告の附属明細書

令和６年度事業報告の内容を補足する事項がないため、事業報告の附属明細は作成しない。

社会福祉法人 桜川会

社会福祉法人　桜　川　会

■ 大野保育園　〒030-0852　青森市大野前田 74－1
TEL 017-739-7871　FAX　017-718-7081
Eメール ohno5641@actv.ne.jp

HP　社会福祉法人桜川会　→　検索

■ 大野児童クラブ 〒030-0852　青森市大野前田 74－1
TEL・FAX 017-739-3998
Eメール　ohno5641@actv.ne.jp

HP　社会福祉法人桜川会　→　検索

令和６年度　自己評価点検表

大野保育園

保育所の保育のチェックリスト100

評価記入用紙 1　2024/9/30

平成30年度施行保育所保育指針のチェック含む

園名	大野保育園	氏名	保育士	クラス	14名

＜評価方法＞ 十分理解できている(十分できている)…◎　理解している(できている)…○　ふつう…▲　努力が必要…×　◎ ○ ▲ ×

No.	チェックシート	評価			
Ⅰ　園の基本姿勢について(5項目)					
	教育・保育理念や目標				
Q1	園の保育理念や保育目標を理解している。	6	8	0	0
Q2	保育理念及び目標と保育所保育指針の関係を理解し、全体的な計画に基づき指導計画を立てている。	2	6	6	0
	保育所としての社会的責任の理解				
Q3	子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っている。	3	10	1	0
Q4	入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めている。	5	8	1	0
	職員としての心構え				
Q5	就業規則などの諸規則を理解し、守り、業務遂行にあたって正確・迅速、かつ、こまめに報告・連絡・相談・確認を実践している。	4	9	0	1
	小　計	20	41	8	1

Ⅱ　保育所保育指針(93 項目)

第1章　総則

第１章　総則
第２章　保育の内容
第３章　健康及び安全
第４章　子育て支援
第５章　職員の資質向上

第１章　総則(37項目)

	1　保育所保育に関する基本原則				
	(1)　保育所の役割				
Q6	第１章総則の１保育所保育に関する基本原則に記載された保育所の３つの役割を知っている。	3	9	1	1
Q7	第１章総則の１保育所保育に関する基本原則による保育士として、子どもを保育するとともに専門性の向上に努めている。	1	8	5	0
	(2) 保育の目標				
Q8	保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の６つの目標を目指して行うものであることを知っている	4	6	2	2
Q9	入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たっている。	2	8	4	0
	(3) 保育の方法				
Q10	一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めるよう留意している。	4	8	2	0
Q11	子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えている。	2	10	2	0
Q12	子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じ、子どもの個人差に十分配慮しながら保育している。	3	8	3	0
Q13	子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするように援助している。	2	9	3	0
Q14	子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育をしている。	2	9	3	0
Q15	一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助している。	1	10	3	0
	(4) 保育の環境				
Q16	保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、自然や社会の事象などがあり、こうした人、物、場などが相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるように環境を構成し、工夫することを知っている。	6	6	2	0
Q17	第１章総則の１保育所保育に関する基本原則による４つの事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育している。	2	6	6	0

（5）保育所の社会的責任

Q18	地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、自園が行う保育の内容を適切に説明するよう努めている。	2	4	7	1

2　養護に関する基本的事項

（1）養護の理念

Q19	保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことがその特性であることを知っている。	3	9	2	0

（2）養護に関わるねらい及び内容

ア　生命の保持

Q20	生命の保持のねらい 4 点について知っている。	4	6	3	1
Q21	生命の保持の内容 4 点について知っている。	4	6	3	1

イ　情緒の安定

Q22	情緒の安定のねらい 4 点について知っている。	4	7	2	1
Q23	情緒の安定の内容 4 点について知っている。	4	7	2	1

3　保育の計画及び評価

（1）全体的な計画の作成

Q24	保育の目標を達成するために、自園の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所生活全体を通して総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成することを知っている。	3	10	1	0
Q25	全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されている。	1	7	5	1
Q26	全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じ、創意工夫して保育できるよう作成されている。	0	7	6	1

（2）指導計画の作成

Q27	全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成している。	1	7	6	0
Q28	指導計画の作成に当たっては、保育指針第 2 章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえている。	1	8	5	0
Q29	3 歳未満児は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成し、3 歳以上児は、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるように配慮し、異年齢で構成される組やグループでは、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮している。	0	9	5	0
Q30	指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定している。	0	10	4	0
Q31	一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮している。	4	7	3	0
Q32	長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けている。	2	8	4	0
Q33	障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けている。	1	6	6	1

（3）指導計画の展開

Q34	施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えている。	5	7	2	0
Q35	子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行っている。	2	10	2	0
Q36	子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助している。	2	11	1	0
Q37	保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っている。	1	10	2	1

（4）保育内容等の評価

Q38	保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	2	7	5	0
Q39	保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意している。	2	9	3	0

（5）評価を踏まえた計画の改善

Q40	保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価、これに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全員が共通理解をもって取り組んでいる。	3	7	4	0

4　幼児教育を行う施設として共有すべき事項

（1）育みたい資質・能力

Q41	幼児教育を行う施設として共有すべき事項及び生涯にわたる生きる力の基礎を培うため示された保育の目標を踏まえ、保育所として一体的に育むよう努める「資質・能力」の 3 本の柱の内容を知っている。	3	8	3	0

（2）幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

Q42	幼児教育を行う施設として共有すべき事項として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10 項目を知っている。	4	5	5	0
	小　計	90	288	128	12

第 2 章　保育の内容（33 項目）

Q43	第 2 章保育の内容に示す「ねらい」、「内容」の意味を知っている。	4	6	2	2

Q44	保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであることを理解している。	4	9	1	0
Q45	「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であることを理解している。	3	9	2	0

1　乳児保育に関わるねらい及び内容

（1）基本的事項

Q46	基本的事項としての乳児期の発達について知っている。	4	9	1	0
Q47	乳児期の領域「三つの視点」について知っている。	4	8	2	0

（2）ねらい及び内容

Q48	「健やかに伸び伸びと育つ」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	5	3	2
Q49	「身近な人と気持ちが通じ合う」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	4	4	2
Q50	「身近なものと関わり感性が育つ」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	5	4	3	2

（3）保育の実施に関わる配慮事項

Q51	乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っている。	3	7	4	0
Q52	一人一人の子どもの成育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めている。	3	6	5	0
Q53	乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第 3 章に示す事項を踏まえ、適切に対応し、栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っている。	3	7	4	0

2　1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

（1）基本的事項

Q54	基本的事項としての 1 歳以上 3 歳未満児の発達の内容について知っている。	3	7	3	1
Q55	1 歳以上 3 歳未満児の「 5 領域」について知っている。	5	6	2	1

（2）ねらい及び内容

Q56	1 歳以上 3 歳未満児の「健康」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	5	3	2
Q57	1 歳以上 3 歳未満児の「人間関係」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	5	3	2
Q58	1 歳以上 3 歳未満児の「環境」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	5	3	2
Q59	1 歳以上 3 歳未満児の「言葉」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	5	3	2
Q60	1 歳以上 3 歳未満児の「表現」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	5	3	2

（3）保育の実施に関わる配慮事項

Q61	探索活動が十分にできるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れている。	2	9	3	0
Q62	自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることから、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重し、促している。	2	9	3	0

3　3 歳以上児の保育に関するねらい及び内容

（1）基本的事項

Q63	基本的事項としての 3 歳以上児の発達の内容と「 5 領域」について知っている。	4	7	2	1

（2）ねらい及び内容

Q64	3 歳以上児の「健康」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	3	6	3	2
Q65	3 歳以上児の「人間関係」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	3	6	3	2
Q66	3 歳以上児の「環境」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	3	6	3	2
Q67	3 歳以上児の「言葉」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	3	6	3	2
Q68	3 歳以上児の「表現」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	3	6	3	2

（3）保育の実施に関わる配慮事項

Q69	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮している。	0	9	5	0
Q70	子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であることを理解し実践している。	1	7	6	0

4　保育の実施に関して留意すべき事項

（1）保育全般に関わる配慮事項

Q71	子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助している。	4	9	1	0
Q72	子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助している。	2	9	3	0
Q73	子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにし、また、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにしている。	3	9	2	0

（2）小学校との連携

Q74	保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている。	2	8	4	0
Q75	保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めている。	0	9	5	0
	小 計	123	237	71	31

第３章　健康及び安全（13 項目）

1　子どもの健康支援

（1）子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

Q76	子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握している。	7	7	0	0
Q77	子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第 25 条に基づき、適切な対応を図っている。虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っている。	5	6	3	0

（2）健康増進

Q78	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めている。	3	6	5	0

（3）疾病等への対応

Q79	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めている。	9	4	1	0
Q80	アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うとともに、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、自園の体制構築など、安全な環境の整備を行っている。	7	4	3	0

2　食育の推進

（1）保育所の特性を生かした食育

Q81	保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであることを知っている。	7	5	2	0
Q82	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めている。	4	7	3	0

（2）食育の環境の整備等

Q83	子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮している。	3	5	4	2

3　環境及び衛生管理並びに安全管理

（1）環境及び衛生管理

（2）事故防止及び安全対策

Q84	保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行っている。	5	5	4	0
Q85	事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じている。	6	7	1	0
Q86	保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行っている。	7	4	3	0

4　災害への備え

（1）施設・設備等の安全確保

Q87	防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行う、備品、遊具等の配置、保管を適切に行うなど日頃から、安全環境の整備に努めている。	7	5	2	0

（2）災害発生時の対応体制及び避難への備え

Q88	火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成し、定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図っている。	9	4	1	0

（3）地域の関係機関等との連携

	小 計	79	69	32	2

第４章　子育て支援（4項目）

1　保育所における子育て支援に関する基本的事項

（1）保育所の特性を生かした子育て支援

Q89	保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めている。	5	5	4	0

（2）子育て支援に関して留意すべき事項

2　保育所を利用している保護者に対する子育て支援

（1）保護者との相互理解

（2）保護者の状況に配慮した個別の支援

Q90	保護者の状況に配慮した個別の支援がとられている。	4	5	5	0

（3）不適切な養育等が疑われる家庭への支援

Q91	不適切な養育等が疑われる家庭への支援が確立されている。	4	7	3	0

3　地域の保護者等に対する子育て支援

（1）地域に開かれた子育て支援

Q92	保育所は、児童福祉法第 48 条の 4 の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めることを知っている。	4	7	3	0

（2）地域の関係機関等との連携

小　計	17	24	15	0

第５章　職員の資質向上（6項目）

1　職員の資質向上に関する基本的事項

（1）保育所職員に求められる専門性

Q93	自己評価に基づく課題を把握し、保育所内外の研修等を通じて、自身の職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めている。	4	6	4	0

（2）保育の質の向上に向けた組織的な取組

Q94	保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身に付けられるよう努めなければならないことを知っている。	5	7	2	0

2　施設長の責務

（1）施設長の責務と専門性の向上

（2）職員の研修機会の確保等

3　職員の研修等

（1）職場における研修

Q95	職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくために、職場内での研修の充実が図られている。	9	5	0	0

（2）外部研修の活用

Q96	必要に応じた外部研修への参加機会が確保され、参加している。	7	4	0	3

4　研修の実施体制等

（1）体系的な研修計画の作成

Q97	保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならないことを知っている。	3	8	2	1

（2）組織内での研修成果の活用

Q98	外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要であることを理解している。	7	7	0	0

（3）研修の実施に関する留意事項

小　計	35	37	8	4

Ⅲ　園独自の取組について（2項目）※ここは各自の園で必要な文章を記入。

Q99	園独自の保育方針及び保育体制や行事等を把握している。また、園の延長保育などの特別保育事業について理解している。	3	8	1	2
Q100	各種研修に積極的に参加し、アクティブ・ラーニング等、また、学校評価などの現代的な理解に努めている。	1	5	7	1

小　計	4	13	8	3

合　計	349	700	298	53

保育所の保育のチェックリスト100

評価記入用紙 1　2025/2/28

平成30年度施行保育所保育指針のチェック含む

園名	大野保育園	氏名	保育士	クラス	14名

＜評価方法＞ 十分理解できている(十分できている)…◎　理解している(できている)…○　ふつう…▲　努力が必要…×　◎ ○ ▲ ×

No.	チェックシート	評価			

Ⅰ　園の基本姿勢について(5項目)

教育・保育理念や目標

Q1	園の保育理念や保育目標を理解している。	5	8	1	0
Q2	保育理念及び目標と保育所保育指針の関係を理解し、全体的な計画に基づき指導計画を立てている。	3	8	2	1

保育所としての社会的責任の理解

Q3	子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っている。	4	9	1	0
Q4	入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めている。	7	6	1	0

職員としての心構え

Q5	就業規則などの諸規則を理解し、守り、業務遂行にあたって正確・迅速、かつ、こまめに報告・連絡・相談・確認を実践している。	6	6	2	0
	小　計	25	37	7	1

Ⅱ　保育所保育指針(93 項目)

第1章　総則

第１章　総則
第２章　保育の内容
第３章　健康及び安全
第４章　子育て支援
第５章　職員の資質向上

第１章　総則(37項目)

1　保育所保育に関する基本原則

(1)　保育所の役割

Q6	第１章総則の１保育所保育に関する基本原則に記載された保育所の３つの役割を知っている。	4	9	1	0
Q7	第１章総則の１保育所保育に関する基本原則による保育士として、子どもを保育するとともに専門性の向上に努めている。	3	9	2	0

(2) 保育の目標

Q8	保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の６つの目標を目指して行うものであることを知っている	2	10	2	0
Q9	入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たっている。	4	8	2	0

(3) 保育の方法

Q10	一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めるよう留意している。	5	7	2	0
Q11	子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えている。	3	10	1	0
Q12	子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じ、子どもの個人差に十分配慮しながら保育している。	3	11	0	0
Q13	子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするように援助している。	3	10	1	0
Q14	子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育をしている。	2	9	3	0
Q15	一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助している。	4	9	1	1

(4) 保育の環境

Q16	保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、自然や社会の事象などがあり、こうした人、物、場などが相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるように環境を構成し、工夫することを知っている。	4	8	2	0
Q17	第１章総則の１保育所保育に関する基本原則による４つの事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育している。	1	8	4	1

（5）保育所の社会的責任

Q18	地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、自園が行う保育の内容を適切に説明するよう努めている。	2	6	5	1

2　養護に関する基本的事項

（1）養護の理念

Q19	保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことがその特性であることを知っている。	5	8	1	0

（2）養護に関わるねらい及び内容

ア　生命の保持

Q20	生命の保持のねらい 4 点について知っている。	4	5	4	1
Q21	生命の保持の内容 4 点について知っている。	4	5	4	1

イ　情緒の安定

Q22	情緒の安定のねらい 4 点について知っている。	4	5	4	1
Q23	情緒の安定の内容 4 点について知っている。	4	5	4	1

3　保育の計画及び評価

（1）全体的な計画の作成

Q24	保育の目標を達成するために、自園の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所生活全体を通して総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成することを知っている。	3	8	3	0
Q25	全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されている。	2	8	2	2
Q26	全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じ、創意工夫して保育できるよう作成されている。	2	8	2	2

（2）指導計画の作成

Q27	全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成している。	3	8	1	2
Q28	指導計画の作成に当たっては、保育指針第 2 章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえている。	0	11	0	2
Q29	3 歳未満児は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成し、3 歳以上児は、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるように配慮し、異年齢で構成される組やグループでは、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮している。	3	8	2	1
Q30	指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定している。	2	9	1	2
Q31	一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮している。	4	6	3	1
Q32	長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けている。	2	8	2	2
Q33	障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けている。	1	7	4	2

（3）指導計画の展開

Q34	施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えている。	5	8	1	0
Q35	子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行っている。	2	10	2	0
Q36	子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助している。	4	8	2	0
Q37	保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っている。	3	8	1	2

（4）保育内容等の評価

Q38	保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	4	8	1	1
Q39	保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意している。	4	8	2	0

（5）評価を踏まえた計画の改善

Q40	保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価、これに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全員が共通理解をもって取り組んでいる。	4	5	4	1

4　幼児教育を行う施設として共有すべき事項

（1）育みたい資質・能力

Q41	幼児教育を行う施設として共有すべき事項及び生涯にわたる生きる力の基礎を培うため示された保育の目標を踏まえ、保育所として一体的に育むよう努める「資質・能力」の 3 本の柱の内容を知っている。	4	6	4	0

（2）幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

Q42	幼児教育を行う施設として共有すべき事項として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10 項目を知っている。	5	5	3	1
	小　計	118	289	83	28

第 2 章　保育の内容（33 項目）

Q43	第 2 章保育の内容に示す「ねらい」、「内容」の意味を知っている。	4	6	3	1

Q44	保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであることを理解している。	5	5	4	0
Q45	「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であることを理解している。	6	6	2	0

1　乳児保育に関わるねらい及び内容

（1）基本的事項

Q46	基本的事項としての乳児期の発達について知っている。	6	6	2	0
Q47	乳児期の領域「三つの視点」について知っている。	5	4	5	0

（2）ねらい及び内容

Q48	「健やかに伸び伸びと育つ」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	6	4	0
Q49	「身近な人と気持ちが通じ合う」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	6	4	0
Q50	「身近なものと関わり感性が育つ」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	6	4	0

（3）保育の実施に関わる配慮事項

Q51	乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っている。	5	9	0	0
Q52	一人一人の子どもの成育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めている。	3	9	2	0
Q53	乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第３章に示す事項を踏まえ、適切に対応し、栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っている。	7	5	2	0

2　１歳以上３歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

（1）基本的事項

Q54	基本的事項としての１歳以上３歳未満児の発達の内容について知っている。	7	3	4	0
Q55	１歳以上３歳未満児の「５領域」について知っている。	7	3	3	1

（2）ねらい及び内容

Q56	１歳以上３歳未満児の「健康」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	5	5	4	0
Q57	１歳以上３歳未満児の「人間関係」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	5	5	4	0
Q58	１歳以上３歳未満児の「環境」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	5	5	4	0
Q59	１歳以上３歳未満児の「言葉」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	5	5	4	0
Q60	１歳以上３歳未満児の「表現」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	5	5	4	0

（3）保育の実施に関わる配慮事項

Q61	探索活動が十分にできるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れている。	3	9	2	0
Q62	自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることから、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重し、促している。	2	11	1	0

3　３歳以上児の保育に関するねらい及び内容

（1）基本的事項

Q63	基本的事項としての３歳以上児の発達の内容と「５領域」について知っている。	6	4	4	0

（2）ねらい及び内容

Q64	３歳以上児の「健康」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	6	4	0
Q65	３歳以上児の「人間関係」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	6	4	0
Q66	３歳以上児の「環境」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	6	4	0
Q67	３歳以上児の「言葉」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	6	4	0
Q68	３歳以上児の「表現」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。	4	6	4	0

（3）保育の実施に関わる配慮事項

Q69	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮している。	0	11	3	0
Q70	子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であることを理解し実践している。	0	11	3	0

4　保育の実施に関して留意すべき事項

（1）保育全般に関わる配慮事項

Q71	子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助している。	4	10	0	0
Q72	子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助している。	3	9	2	0
Q73	子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにし、また、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにしている。	2	11	1	0

（2）小学校との連携

Q74	保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている。	1	10	2	1
Q75	保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めている。	2	6	4	2
	小　計	134	222	102	4

第３章　健康及び安全（13 項目）

1　子どもの健康支援

（1）子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

Q76	子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握している。	5	8	1	0
Q77	子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第 25 条に基づき、適切な対応を図っている。虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っている。	2	10	2	0

（2）健康増進

Q78	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めている。	2	10	1	1

（3）疾病等への対応

Q79	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めている。	8	4	1	1
Q80	アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うとともに、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、自園の体制構築など、安全な環境の整備を行っている。	7	5	1	1

2　食育の推進

（1）保育所の特性を生かした食育

Q81	保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであることを知っている。	6	6	2	0
Q82	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めている。	2	10	1	1

（2）食育の環境の整備等

Q83	子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮している。	4	7	3	0

3　環境及び衛生管理並びに安全管理

（1）環境及び衛生管理

（2）事故防止及び安全対策

Q84	保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行っている。	5	7	2	0
Q85	事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じている。	5	8	1	0
Q86	保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行っている。	5	7	2	0

4　災害への備え

（1）施設・設備等の安全確保

Q87	防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行う、備品、遊具等の配置、保管を適切に行うなど日頃から、安全環境の整備に努めている。	6	7	1	0

（2）災害発生時の対応体制及び避難への備え

Q88	火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成し、定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図っている。	8	6	0	0

（3）地域の関係機関等との連携

	小　計	64	96	18	4

第４章　子育て支援（4項目）

1　保育所における子育て支援に関する基本的事項

（1）保育所の特性を生かした子育て支援

Q89	保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めている。	5	7	2	0

（2）子育て支援に関して留意すべき事項

2　保育所を利用している保護者に対する子育て支援

（1）保護者との相互理解

（2）保護者の状況に配慮した個別の支援

Q90	保護者の状況に配慮した個別の支援がとられている。	7	5	2	0

（3）不適切な養育等が疑われる家庭への支援

Q91	不適切な養育等が疑われる家庭への支援が確立されている。	4	8	2	0

3　地域の保護者等に対する子育て支援

（1）地域に開かれた子育て支援

Q92	保育所は、児童福祉法第 48 条の 4 の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めることを知っている。	5	7	2	0

（2）地域の関係機関等との連携

小　計	21	27	8	0

第５章　職員の資質向上（6項目）

1　職員の資質向上に関する基本的事項

（1）保育所職員に求められる専門性

Q93	自己評価に基づく課題を把握し、保育所内外の研修等を通じて、自身の職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めている。	6	8	0	0

（2）保育の質の向上に向けた組織的な取組

Q94	保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身に付けられるよう努めなければならないことを知っている。	6	6	2	0

2　施設長の責務

（1）施設長の責務と専門性の向上

（2）職員の研修機会の確保等

3　職員の研修等

（1）職場における研修

Q95	職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくために、職場内での研修の充実が図られている。	8	6	0	0

（2）外部研修の活用

Q96	必要に応じた外部研修への参加機会が確保され、参加している。	9	4	0	1

4　研修の実施体制等

（1）体系的な研修計画の作成

Q97	保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならないことを知っている。	6	6	1	1

（2）組織内での研修成果の活用

Q98	外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要であることを理解している。	9	4	1	0

（3）研修の実施に関する留意事項

小　計	44	34	4	2

Ⅲ　園独自の取組について（2項目）※ここは各自の園で必要な文章を記入。

Q99	園独自の保育方針及び保育体制や行事等を把握している。また、園の延長保育などの特別保育事業について理解している。	5	7	2	0
Q100	各種研修に積極的に参加し、アクティブ・ラーニング等、また、学校評価などの現代的な理解に努めている。	2	7	4	1
	小　計	7	14	6	1

合　計	413	719	228	40

保育所の保育のチェックリスト100

大野保育園

自己評価集計結果（施設）

＜評価方法＞
十分理解できている（十分できている）…◎3点　理解している（できている）…○2点　ふつう…▲1点　努力が必要…×0点

集計結果（チェック2回分）

	回答人数 入力してください	14　人										
		1回目				2回目						
評　価		◎	○	▲	×	◎	○	▲	×	◎	○	▲	×
Ⅰ 園の基本姿勢について(5項目)		20	41	8	1	25	37	7	1	0	0	0	0
Ⅱ　第1章　総則(37項目)		90	288	128	12	118	289	83	28	0	0	0	0
第2章　保育の内容(33 項目)		104	227	100	31	134	222	102	4	0	0	0	0
第3章　健康及び安全(13 項目)		79	69	32	2	64	96	18	4	0	0	0	0
第4章　子育て支援(4項目)		17	24	15	0	21	27	8	0	0	0	0	0
第5章　職員の資質向上(6項目)		35	37	8	4	44	34	4	2	0	0	0	0
Ⅲ 園独自の取組について(2項目)		4	13	8	3	7	14	6	1	0	0	0	0

レーダー

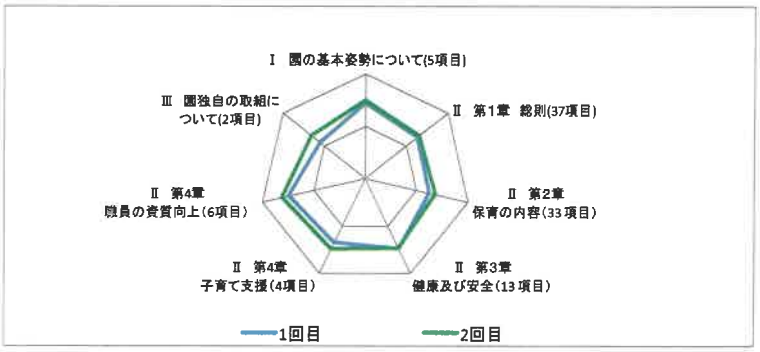

衛生管理チェックリスト50

評価記入用紙 1	2024/9/30

園名	大野保育園	氏名	調理員	クラス	3名

＜評価方法＞ 理解し実施している…◎　一部実施している…○　不安がある…▲　実施していない…×　◎ ○ ▲ ×

No.	チェックシート	評価			
1　記録・点検、設備確認（7項目）					
Q1	腸管出血性大腸菌等の感染症の発生予防のため、保健所が実施している給食施設の衛生指導を遵守している。	3	0	0	0
Q2	衛生管理自主点検の実施が必要であることを理解し、食中毒防止対策を適正に行い、毎日、衛生自主管理点検（①冷蔵庫内の温度、②手指の洗浄殺菌、③原材料等の仕入れ時の検品、④従事者の健康、⑤表示の確認）の記録を作成している。	3	0	0	0
Q3	調理施設の点検表を作成している。	3	0	0	0
Q4	食品の加熱加工の記録簿を作成している。	3	0	0	0
Q5	食品の保管時の記録簿を作成している。	3	0	0	0
Q6	専用の手洗い、消毒の設備を各作業区域の入り口手前に設置している。	3	0	0	0
Q7	手洗いの設備には石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、殺菌液等を定期的に補充し、常に使用できる状態にしている。	3	0	0	0
	小　計	21	0	0	0
2　調理従事者等の衛生管理（10項目）					
Q8	調理従事者等は、便所及び風呂等における衛生的な生活環境を確保し、感染防止に努め、徹底した手洗いを励行するなど、自らが施設や食品の汚染の原因とならないよう体調に留意し、健康な状態を保つようにしている。	3	0	0	0
Q9	検便は、調理員に限定せず、他の職種であっても実際に調理業務に従事する職員（調理補助として調理を行う職員や調乳を行う保育士など）についても、毎月1回以上実施し記録を整備している。	3	0	0	0
Q10	採用時及び配置換えの際は、業務に就く前に検便を実施し、検査結果が確認されてから業務に就かせている。	3	0	0	0
Q11	調理従事者等は、下痢、嘔吐、発熱などの症状があったとき、また手指等に化膿創があったときは、調理作業に従事しないことを理解し実施している。	3	0	0	0
Q12	下痢または嘔吐等の症状がある調理従事者等については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認し、ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された場合は、医師の許可が下りるまでは、食品に直接触れる調理作業を控えるなど適切な処置をとっている。	3	0	0	0
Q13	調理従事者等が着用する帽子、外衣は専用で、毎日清潔なものに交換している。	3	0	0	0
Q14	爪は短く切り、マニキュアなどは塗っていない。	3	0	0	0
Q15	下処理場から調理場への移動の際には、外衣、履き物の交換等を行っている。	3	0	0	0
Q16	便所には、調理作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らないことを理解し、実行している。	3	0	0	0
Q17	調理、点検に従事しない者が、やむを得ず調理施設に立ち入る場合には、専用の清潔な帽子、マスク、外衣及び履き物を着用させ、手洗い及び手指の消毒を行わせている。	2	1	0	0
	小　計	29	1	0	0
3　原材料の受け入れ・下処理段階における管理（6項目）					
Q18	原材料については、品名、仕入元の名称及び所在地、生産者（製造または加工者を含む）の名称及び所在地、ロットが確認可能な情報（年月日表示またはロット番号）、並びに仕入れ年月日を記録し、1年間保管している。	3	0	0	0
Q19	原材料について、納入業者が定期的に実施する微生物及び理化学検査の結果を提出させ、その結果については保健所に相談するなどして、原材料として不適と判断した場合には、納入業者の変更等適切な措置を講じ、検査結果については、1年間保管している。	3	0	0	0
Q20	原材料を配送用包装のまま、非汚染作業区域に持ち込んでいない。	3	0	0	0
Q21	原材料の納入に際しては調理従事者等が必ず立ち会い、検収場で品質、鮮度、品温（納入業者が運搬の際、適切な温度管理を行っていたかどうかを含む）、異物の混入等につき点検を行い、検収の記録簿を作成している。	3	0	0	0
Q22	野菜及び果物を加熱せずに供する場合には、流水（飲用適のもの）で十分洗浄し、必要に応じて殺菌を行った後、流水で十分すすぎ洗いを行っている。	3	0	0	0
Q23	包丁、まな板などの調理器具において、別の食材に使用する際は、そのつど洗剤を使い洗浄してから使用している。	3	0	0	0
	小　計	18	0	0	0
4　加熱調理食品の加熱温度管理（1項目）					
Q24	加熱調理食品は、中心部温度計を用いるなどにより、中心部が85℃で1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85～90℃で90秒間以上）またはこれと同等以上まで加熱されていることを確認するとともに、温度と時間の記録を行っている。	3	0	0	0
	小　計	3	0	0	0
5　二次汚染の防止（14項目）					
Q25	調理従事者等（食品の盛りつけ・配膳等、食品に接触する可能性のある全ての職員）は、必ず流水・石けんによる手洗いで、しっかりと2 回（その他のときには下痢に1回）手指の洗浄及び消毒を行っている。	3	0	0	0
Q26	作業を移動するときは、30秒以上手を洗っている。	2	1	0	0

Q27	使い捨て手袋を使用する場合にも、原則として次に定める場合は交換を行っている。 ア 汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合 イ 食品に直接触れる作業に当たるとき ウ 生の食肉類、魚介類、卵殻等微生物の汚染源となるおそれのある食品等に触れたとき エ 配膳の前	3	0	0	0
Q28	原材料は、隔壁等で他の場所から区分された専用の保管場に保管設備を設け、食肉類、魚介類、野菜類等、食材の分類ごとに区分して保管している。	3	0	0	0
Q29	下処理は汚染作業区域で確実に行い、非汚染作業区域を汚染しないようにしている。	3	0	0	0
Q30	包丁、まな板などの器具、容器等は用途別及び食品別(下処理用にあっては、魚介類用、食肉類用、野菜類用の別、調理用にあっては、加熱調理済み食品用、生食野菜用、生食魚介類用の別)にそれぞれ専用のものを用意し、混同しないように使用している。	3	0	0	0
Q31	器具、容器等の使用後は、全面を流水(飲用適のもの)で洗浄し、さらに80℃で、5分間以上、またはこれと同等の効果を有する方法で十分殺菌した後、乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛生的に保管している。	3	0	0	0
Q32	まな板、ざる、木製の器具は汚染が残存する可能性が高いことを理解し、十分な殺菌に留意している(木製の器具は極力使用を控えることが望ましい)。	3	0	0	0
Q33	フードカッター、野菜切り機等の調理機械は、最低1日1回以上、分解して洗浄・殺菌した後乾燥させている。	2	1	0	0
Q34	シンクは相互汚染しないように、原則として用途別に設置している。	2	1	0	0
Q35	食品並びに移動性の器具、及び容器の取り扱いは、床面からの跳ね水等による汚染を防止するため、床面から60cm以上の場所で行っている。	3	0	0	0
Q36	加熱調理後の食品の冷却、非加熱調理食品の下処理後の調理場等での一時保管等は、他からの二次汚染を防止するため、清潔な場所で行っている。	3	0	0	0
Q37	調理終了後の食品は衛生的な容器に移してふたをし、冷たいものは冷蔵庫へ、温かいものはそのまま提供し、他からの二次汚染を防止している。	3	0	0	0
Q38	使用水は、飲用適の水を用い、使用水は、色、濁り、におい、異物を始業前、及び調理作業終了後に毎日検査し記録している。	3	0	0	0
	小 計	39	3	0	0

6 原材料及び調理済み食品の温度管理（5項目）

Q39	原材料は、原材料搬入時の時刻、室温及び冷凍または冷蔵設備内温度を記録し、調味料庫、冷凍または冷蔵設備に適切な温度(冷凍庫は−18℃以下、冷蔵庫は5℃以下)で保存している。	3	0	0	0
Q40	冷凍または冷蔵設備から出した原材料は、速やかに下処理、調理を行い、非加熱で提供される食品については、下処理後速やかに調理に移行している。	3	0	0	0
Q41	調理が終了した食品は速やかに提供できるよう工夫し、加熱調理後、食品を冷却する場合には、清潔な場所で衛生的な容器に小分けするなどして、30分以内に中心温度を20℃付近(または60分以内に中心温度を10℃付近)まで下げるよう工夫し、冷却開始時刻、冷却終了時刻を記録している。	3	0	0	0
Q42	調理終了後30分以内に提供できるものについては、調理終了時刻を記録し、調理終了後提供までに30分以上を要する場合は、次のア及びイにより管理している。 ア 温かい状態で提供される食品については、調理終了後速やかに保温食缶等に移し保存すること。この場合、食缶等へ移し替えた時刻を記録すること。 イ その他の食品については、調理終了後提供まで10℃以下で保存すること。この場合、保冷設備への搬入時刻、保冷設備内温度及び保冷設備からの搬出時刻を記録すること。	3	0	0	0
Q43	調理後の食品は、調理終了後から2時間以内に喫食している。	3	0	0	0
	小 計	15	0	0	0

7 その他（7項目）

Q44	集団給食を行う施設では、食中毒防止に細心の注意を払うとともに、食中毒が発生したときにその原因を調査できるように、検査用保存食を保存する必要があることを理解し、実施している。	3	0	0	0
Q45	食中毒が発生したときにその原因を調査できるように、調理室内の温度、湿度等を記録している。	3	0	0	0
Q46	職員あるいは子どもの下痢・嘔吐等の発生を迅速に把握し、感染拡大を防止するための組織対応をマニュアル化し、定期的に有症状者の調査・監視・全体把握をしている。	3	0	0	0
Q47	検査用保存食は、提供した全ての品目を適切な方法(原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ容器等に密封し、−20℃以下で2週間)で保存しなければならないことを知り、実施している。	3	0	0	0
Q48	子どもが使用するコップ等は、他人と共用することなく個人専用としている。	3	0	0	0
Q49	外部から持ち込まれた段ボール・発泡スチロール等を調理室に入れておかない様にする。	2	1	0	0
Q50	冷凍庫や冷蔵庫内の温度は午前と午後に測定し食材が適切な温度で保管されている事を確認している。	3	0	0	0
	小 計	20	1	0	0

合 計	145	5	0	0

衛生管理チェックリスト50

評価記入用紙 1　2025/2/28

園名	大野保育園	氏名	調理員	クラス	3名

<評価方法> 理解し実施している…◎　一部実施している…○　不安がある…▲　実施していない…×　◎ ○ ▲ ×

No.	チェックシート	評価			
1　記録・点検、設備確認（7項目）					
Q1	腸管出血性大腸菌等の感染症の発生予防のため、保健所が実施している給食施設の衛生指導を遵守している。	3	0	0	0
Q2	衛生管理自主点検の実施が必要であることを理解し、食中毒防止対策を適正に行い、毎日、衛生自主管理点検（①冷蔵庫内の温度、②手指の洗浄殺菌、③原材料等の仕入れ時の検品、④従事者の健康、⑤表示の確認）の記録を作成している。	3	0	0	0
Q3	調理施設の点検表を作成している。	3	0	0	0
Q4	食品の加熱加工の記録簿を作成している。	2	1	0	0
Q5	食品の保管時の記録簿を作成している。	3	0	0	0
Q6	専用の手洗い、消毒の設備を各作業区域の入り口手前に設置している。	3	0	0	0
Q7	手洗いの設備には石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、殺菌液等を定期的に補充し、常に使用できる状態にしている。	3	0	0	0
	小　計	20	1	0	0
2　調理従事者等の衛生管理（10項目）					
Q8	調理従事者等は、便所及び風呂等における衛生的な生活環境を確保し、感染防止に努め、徹底した手洗いを励行するなど、自らが施設や食品の汚染の原因とならないよう体調に留意し、健康な状態を保つようにしている。	3	0	0	0
Q9	検便は、調理員に限定せず、他の職種であっても実際に調理業務に従事する職員（調理補助として調理を行う職員や調乳を行う保育士など）についても、毎月1回以上実施し記録を整備している。	3	0	0	0
Q10	採用時及び配置換えの際は、業務に就く前に検便を実施し、検査結果が確認されてから業務に就かせている。	3	0	0	0
Q11	調理従事者等は、下痢、嘔吐、発熱などの症状があったとき、また手指等に化膿創があったときは、調理作業に従事しないことを理解し実施している。	3	0	0	0
Q12	下痢または嘔吐等の症状がある調理従事者等については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認し、ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された場合は、医師の許可が下りるまでは、食品に直接触れる調理作業を控えるなど適切な処置をとっている。	3	0	0	0
Q13	調理従事者等が着用する帽子、外衣は専用で、毎日清潔なものに交換している。	3	0	0	0
Q14	爪は短く切り、マニキュアなどは塗っていない。	3	0	0	0
Q15	下処理場から調理場への移動の際には、外衣、履き物の交換等を行っている。	2	1	0	0
Q16	便所には、調理作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らないことを理解し、実行している。	2	1	0	0
Q17	調理、点検に従事しない者が、やむを得ず調理施設に立ち入る場合には、専用の清潔な帽子、マスク、外衣及び履き物を着用させ、手洗い及び手指の消毒を行わせている。	2	1	0	0
	小　計	27	3	0	0
3　原材料の受け入れ・下処理段階における管理（6項目）					
Q18	原材料については、品名、仕入元の名称及び所在地、生産者（製造または加工者を含む）の名称及び所在地、ロットが確認可能な情報（年月日表示またはロット番号）、並びに仕入れ年月日を記録し、1年間保管している。	3	0	0	0
Q19	原材料について、納入業者が定期的に実施する微生物及び理化学検査の結果を提出させ、その結果については保健所に相談するなどして、原材料として不適と判断した場合には、納入業者の変更等適切な措置を講じ、検査結果については、1年間保管している。	3	0	0	0
Q20	原材料を配送用包装のまま、非汚染作業区域に持ち込んでいない。	3	0	0	0
Q21	原材料の納入に際しては調理従事者等が必ず立ち会い、検収場で品質、鮮度、品温（納入業者が運搬の際、適切な温度管理を行っていたかどうかを含む）、異物の混入等につき点検を行い、検収の記録簿を作成している。	3	0	0	0
Q22	野菜及び果物を加熱せずに供する場合には、流水（飲用適のもの）で十分洗浄し、必要に応じて殺菌を行った後、流水で十分すすぎ洗いを行っている。	3	0	0	0
Q23	包丁、まな板などの調理器具において、別の食材に使用する際は、そのつど洗剤を使い洗浄してから使用している。	3	0	0	0
	小　計	18	0	0	0
4　加熱調理食品の加熱温度管理（1項目）					
Q24	加熱調理食品は、中心部温度計を用いるなどにより、中心部が85℃で1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85～90℃で90秒間以上）またはこれと同等以上まで加熱されていることを確認するとともに、温度と時間の記録を行っている。	3	0	0	0
	小　計	3	0	0	0
5　二次汚染の防止（14項目）					
Q25	調理従事者等（食品の盛りつけ・配膳等、食品に接触する可能性のある全ての職員）は、必ず流水・石けんによる手洗いで、しっかりと2 回（その他のときには丁寧に1回）手指の洗浄及び消毒を行っている。	3	0	0	0
Q26	作業を移動するときは、30秒以上手を洗っている。	2	1	0	0

Q27	使い捨て手袋を使用する場合にも、原則として次に定める場合は交換を行っている。 ア 汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合 イ 食品に直接触れる作業に当たるとき ウ 生の食肉類、魚介類、卵殻等微生物の汚染源となるおそれのある食品等に触れたとき エ 配膳の前	2	1	0	0
Q28	原材料は、隔壁等で他の場所から区分された専用の保管場に保管設備を設け、食肉類、魚介類、野菜類等、食材の分類ごとに区分して保管している。	3	0	0	0
Q29	下処理は汚染作業区域で確実に行い、非汚染作業区域を汚染しないようにしている。	3	0	0	0
Q30	包丁、まな板などの器具、容器等は用途別及び食品別(下処理用にあっては、魚介類用、食肉類用、野菜類用の別、調理用にあっては、加熱調理済み食品用、生食野菜用、生食魚介類用の別)にそれぞれ専用のものを用意し、混同しないように使用している。	3	0	0	0
Q31	器具、容器等の使用後は、全面を流水(飲用適のもの)で洗浄し、さらに80℃で、5分間以上、またはこれと同等の効果を有する方法で十分殺菌した後、乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛生的に保管している。	3	0	0	0
Q32	まな板、ざる、木製の器具は汚染が残存する可能性が高いことを理解し、十分な殺菌に留意している(木製の器具は極力使用を控えることが望ましい)。	3	0	0	0
Q33	フードカッター、野菜切り機等の調理機械は、最低1日1回以上、分解して洗浄・殺菌した後乾燥させている。	3	0	0	0
Q34	シンクは相互汚染しないように、原則として用途別に設置している。	2	1	0	0
Q35	食品並びに移動性の器具、及び容器の取り扱いは、床面からの跳ね水等による汚染を防止するため、床面から60cm以上の場所で行っている。	3	0	0	0
Q36	加熱調理後の食品の冷却、非加熱調理食品の下処理後の調理場等での一時保管等は、他からの二次汚染を防止するため、清潔な場所で行っている。	3	0	0	0
Q37	調理終了後の食品は衛生的な容器に移してふたをし、冷たいものは冷蔵庫へ、温かいものはそのまま提供し、他からの二次汚染を防止している。	3	0	0	0
Q38	使用水は、飲用適の水を用い、使用水は、色、濁り、におい、異物を始業前、及び調理作業終了後に毎日検査し記録している。	3	0	0	0
	小 計	39	3	0	0

6 原材料及び調理済み食品の温度管理（5項目）

Q39	原材料は、原材料搬入時の時刻、室温及び冷凍または冷蔵設備内温度を記録し、調味料庫、冷凍または冷蔵設備に適切な温度(冷凍庫は-18℃以下、冷蔵庫は5℃以下)で保存している。	3	0	0	0
Q40	冷凍または冷蔵設備から出した原材料は、速やかに下処理、調理を行い、非加熱で提供される食品については、下処理後速やかに調理に移行している。	3	0	0	0
Q41	調理が終了した食品は速やかに提供できるよう工夫し、加熱調理後、食品を冷却する場合には、清潔な場所で衛生的な容器に小分けするなどして、30分以内に中心温度を20℃付近(または60分以内に中心温度を10℃付近)まで下げるよう工夫し、冷却開始時刻、冷却終了時刻を記録している。	3	0	0	0
Q42	調理終了後30分以内に提供できるものについては、調理終了時刻を記録し、調理終了後提供までに30分以上を要する場合は、次のア及びイにより管理している。 ア 温かい状態で提供される食品については、調理終了後速やかに保温食缶等に移し保存すること。この場合、食缶等へ移し替えた時刻を記録すること。 イ その他の食品については、調理終了後提供まで10℃以下で保存すること。この場合、保冷設備への搬入時刻、保冷設備内温度及び保冷設備からの搬出時刻を記録すること。	3	0	0	0
Q43	調理後の食品は、調理終了後から2時間以内に喫食している。	3	0	0	0
	小 計	15	0	0	0

7 その他（7項目）

Q44	集団給食を行う施設では、食中毒防止に細心の注意を払うとともに、食中毒が発生したときにその原因を調査できるように、検査用保存食を保存する必要があることを理解し、実施している。	3	0	0	0
Q45	食中毒が発生したときにその原因を調査できるように、調理室内の温度、湿度等を記録している。	3	0	0	0
Q46	職員あるいは子どもの下痢・嘔吐等の発生を迅速に把握し、感染拡大を防止するための組織対応をマニュアル化し、定期的に有症状者の調査・監視・全体把握をしている。	2	1	0	0
Q47	検査用保存食は、提供した全ての品目を適切な方法(原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ容器等に密封し、-20℃以下で2週間)で保存しなければならないことを知り、実施している。	3	0	0	0
Q48	子どもが使用するコップ等は、他人と共用することなく個人専用としている。	3	0	0	0
Q49	外部から持ち込まれた段ボール・発泡スチロール等を調理室に入れておかない様にする。	2	1	0	0
Q50	冷凍庫や冷蔵庫内の温度は午前と午後に測定し食材が適切な温度で保管されている事を確認している。	3	0	0	0
	小 計	19	2	0	0

合 計	141	9	0	0

衛生管理チェックリスト50

大野保育園

自己評価集計結果（施設）

＜評価方法＞
理解し実施している…◎ 3点　一部実施している…○ 2点　不安がある…▲ 1点　実施していない…× 0点

集計結果（チェック2回分）

	回答人数 入力してください	3　人

	1回目				2回目							
評　価	◎	○	▲	×	◎	○	▲	×	◎	○	▲	×
1　記録・点検、設備確認（7項目）	21	0	0	0	20	1	0	0	0	0	0	0
2　調理従事者等の衛生管理（10項目）	26	4	0	0	27	3	0	0	0	0	0	0
3　原材料の受け入れ・下処理段階における管理（6項目）	18	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0
4　加熱調理食品の加熱温度管理（1項目）	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
5　二次汚染の防止（14 項目）	39	3	0	0	39	3	0	0	0	0	0	0
6　原材料及び調理済み食品の温度管理（5項目）	15	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0
7　その他（7項目）	20	1	0	0	19	2	0	0	0	0	0	0

レーダー

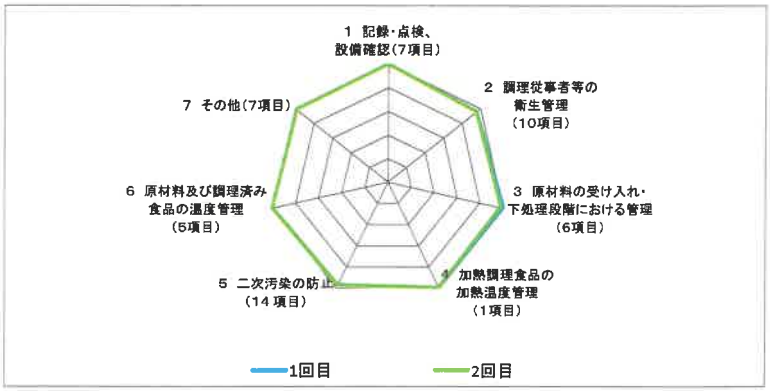

令和７年度

事業計画書

社会福祉法人　桜川会

大野保育園

大野第二放課後児童会

目　　次

・社会福祉法人桜川会の理念　・・・・・・・・・・　Ｐ１

・活動方針・保育の理念等　・・・・・・・・・・　Ｐ１

・Ⅰ 法 人 運 営　・・・・・・・・・・　Ｐ２

・Ⅱ 経営する社会福祉施設及び事業　・・・・・・・・・・　Ｐ３

・Ⅲ 施設運営（施設の事業内容）　・・・・・・・・・・　Ｐ３

・Ⅲ 施設運営（児童の処遇等）　・・・・・・・・・・　Ｐ３

・Ⅲ 施設運営（保育士定数算定表）　・・・・・・・・・・　Ｐ４

・Ⅲ 施設運営（年間行事予定）　・・・・・・・・・・　Ｐ４

・Ⅲ 施設運営（健康管理）　・・・・・・・・・・　Ｐ５

・Ⅲ 施設運営（安全管理）　・・・・・・・・・・　Ｐ５

・Ⅲ 施設運営（栄養管理）　・・・・・・・・・・　Ｐ５

・Ⅲ 施設運営（職員の処遇:大野保育園）　・・・・・・・・・　Ｐ６

・Ⅲ 施設運営（職員の処遇:大野児童クラブ）　・・・・・・・・・　Ｐ７

・Ⅲ 施設運営（職員の健康管理・各種会議等）　・・・・・・・・　Ｐ７

・Ⅲ 施設運営（研修方針・福利厚生等）　・・・・・・・・・　Ｐ７

・Ⅲ 施設運営（施設事業管理）　・・・・・・・・・　Ｐ８

・Ⅲ 施設運営（地域社会との連携推進）　・・・・・・・・・　Ｐ８

《社会福祉法人桜川会の理念》

質の高い福祉サービスを追求し
利用者の最善の利益と人権を守り
地域福祉の推進に寄与します。

－令和７年度に向けて－

園児・児童が仲良く安心・安全に活動し、子ども一人ひとりの思いや育ちを大切にしながら健やかに成長できるように、職員による日々の目配り・心配りと共に適切な言葉掛けを行い子ども達を見守って参ります。
そして地域の皆様方のご期待に沿えるような法人・施設運営に取り組んで参ります。

保育理念　（大野保育園）

子どもの最善の利益とより良い生活を守り
望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。

保育方針 ⇒ 元気な / 仲の良い / 考える / 生きる力をもった / 身辺処理の出来る ⇒ 子ども

大野児童クラブの指導方針(学童保育)

異年齢との交流体験を通して、活発な行動意欲の育成を支援する。

保育目標 ⇒
⑴集団生活の中できまりを守り、友情と思いやりの心を育む。
⑵学習習慣を身につけ、豊かな創造力と応用する力を養う。

Ⅰ　法人運営

1　役　員（任期：令和５年６月23日 ～ 令和７年定時評議員会終結時まで）

役職名	氏　　名	役職名	氏　　名
理事長	間　山　公　一	理　事	工　藤　暁　子
理　事	間山百合子	〃	鈴　木　貴　子
〃	工　藤　典　子	監　事	山崎水季弘
〃	櫛引由希子	〃	神　孝　寿

2　評議員　（任期：令和３年７月１日 ～ 令和７年定時評議員会終結時まで）

工　藤　朝　彦	山口万里子	對　馬　礼　子	野村眞木男
桜　庭　敬　子	鳴　海　沖　人	秋　田　美　季	

3　第三者委員

大野保育園　　蔦谷博光（民生委員）、三浦良子（NPO法人 ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄあおもり）

4　理事会及び評議員会

理事会、評議員会を下記のとおり開催する。

①　５月：決算承認、事業報告、その他

②　６月：定時評議員会、事業報告、その他

③１２月：補正予算承認、その他

④　３月：当初予算承認、事業計画、その他

※　上記の他、必要に応じて臨時会議を召集開催する。

5　監事監査の実施

５月の決算理事会前に実施し、監事は理事長に監査結果を報告するものとする。

6　法人本部

法人理事長をはじめ理事（職員含む）・評議員を中心に、法人の諸規程や職員処遇の検討、予算執行起案、監査対応等を行う。

7　資金計画

保育園と大野第二放課後児童会の通常経費は、これまで同様に委託費収入と利用者等利用料収入、経常経費補助金収入、雑収入等で運営していく。

Ⅱ 経営する社会福祉施設及び事業　（定款記載に依る）

1 第二種社会福祉事業

（イ） 保育所　大野保育園の設置経営（定員 60 名）
・所在地　青森市大野字前田 74 番地 1

（ロ） 放課後児童健全育成事業　大野第二放課後児童会の設置経営
・所在地　青森市大野字前田 74 番地 1
（略称：大野児童クラブ）

（ハ） 一時預かり事業の経営（大野保育園）

Ⅲ 施設運営

1 施設の事業内容

大野保育園

特別事業	自主事業
1. 延長保育 2. 一時預かり保育 3. 世代間交流	1. サッカー教室 2. 英語教室 3. 育児講座

2 児童の処遇

（1） 園児クラス編成（令和 7 年 4 月見込み）

大野保育園

クラス名	年齢	園児数
つくし組	0 歳児	1 名
たんぽぽ組	1 歳児	9 名
すみれ組	2 歳児	8 名
ばら組	3 歳児	11 名
ゆり組	4 歳児	10 名
さくら組	5 歳児	11 名
	計	50 名

大野児童クラブ

学年	児童数
1 年生	5 名
2 年生	5 名
3 年生	5 名
4 年生	2 名
5 年生	1 名
6 年生	0 名
計	18 名

保育士定数算定表　（特別保育事業実施分含）

年齢区分	児童数	保育士の数
① 乳児（0歳児）	3人につき	1人
② 1歳児（配置改善加算による）	5人につき	1人
③ 2歳児	6人につき	1人
④ 3歳児（配置改善加算による）	15人につき	1人
⑤ 4歳以上児	25人につき	1人
⑥ 休けい保育士加配	※利用定員90人以下の場合に加配	1人
⑦ 保育標準時間加配		1人
⑧ 主任保育士加配		1人
⑨ 非常勤保育士加配		0.1人

大野保育園保育士配置数

①0歳児 1÷3＝0.3　②1歳児 9÷5＝1.8　③2歳児 8÷6＝1.3

④ 3歳児 11÷15＝0.7　⑤4歳以上児 21÷25＝0.8　⑥保育標準時間加配1人

⑦保育標準時間加配1人　⑧主任保育士加配 1人　⑨非常勤保育士加配 0.1人

計 0.3＋1.8＋1.3＋0.7＋0.8＋1＋1＋1＋0.1＝7.8人 →8人

現員保育士数 13名（看護師1名含）

（2） 年間行事予定（概要）

大野保育園

4月	入園式、保護者会総会、クラス懇談会 内科・歯科健診	10月	りんご狩り、総合避難訓練、お月見集会 歯科検診・内科検診
5月	子どもの日集会、総合避難訓練、保育参観	11月	七五三集会
6月	個人面談、社会見学、交通安全教室（白鳥ｸﾗﾌﾞ）、わくわく体験	12月	お遊戯会[世]、老人施設訪問[世]
7月	七夕集会	1月	個人面談、雪あそび
8月	プール遊び	2月	節分集会
9月	運動会[世]、老人施設訪問[世]、防災訓練 小遠足（浅虫水族館）	3月	ひなまつり集会、卒園式 卒園を祝う会、新入園児説明会

※ [育]：育児講座　[世]：世代間交流事業　毎月実施：身体測定、避難訓練、誕生会

大野児童クラブ

4月	新入生歓迎会	11月	避難訓練（火災）
5月	避難訓練（地震）	3月	進級を祝う会

(3) 健康管理

園児一人ひとりの発育発達の個人差を考慮しながら、健康な生活習慣を身につけ、豊かな成長が遂げられるよう次の点に取り組む。

・日常養護と健康管理　・病気の予防と早期発見
・安全と事故防止　・健康増進と保健指導　・環境衛生

①健康診断　内科検診　年２回実施（内科医　嶋中義人）
歯科検診　年２回実施（歯科医　秋谷久美子）

①　清潔検査　毎週月曜日実施

②　発育測定　毎月実施

④手洗い・歯磨き指導　定常実施

(4) 安全管理　交通安全指導　、　避難訓練は月１回各種を想定して実施

(5) 栄養管理（PCソフトによる栄養管理）

■ 荷重平均食糧構成表　（単位ｇ）

区分	穀類	いも類	砂糖類	豆類及びその他製品	種実類	緑黄色野菜	その他の野菜	果実類	きのこ類	海藻類	魚介類	肉類	卵類	牛乳	乳製品	油脂類	菓子類	調味料類	調理加工食品類
1～2歳児	40	3	3	25	1	40	50	40	5	2	15	15	15	80	10	2	10	7	10
3～5歳児	50	40	4	30	1	40	60	40	5	2	20	20	20	90	15	3	12	8	15

■年齢別構成表及び給与栄養目標量　（１人当たり）

区分	エネルギー (kcal)	タンパク質 (g)	脂質 (mg)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミンA (μgRE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)	食物繊維 (g)	塩分 (g)
1～2歳児	474	20	16	289	2.2	251	0.29	0.45	38	0.3	1.1
3～5歳児	581	26	19	349	2.6	277	0.35	0.55	42	3.6	1.5

■ 給食指導

毎月の献立等においては旬の食材・地産地消・栄養量に留意し、子どもたちが「食」に興味を持つことが出来るような給食の提供をする。アレルギー児の「食物除去・解除」は、代替食も出来るだけ通常食と変わらない給食を提供できるよう配慮する。

■ 離乳食に関して

一人ひとりの好み・食量等の個人差を考え、無理のない離乳を進めていく。１歳児の食事に関しては、離乳食からの移行後で間もないため、個人によっては離乳食又は刻み食等を提供していく。

■ 食育の推進

①　給食のサンプル展示

子ども達が毎日、何をどれだけの量を食べているのか知ることにより、食育に関する親子のコミュニケーションを推進する。

②自然とのかかわり

野菜の栽培や収穫を体験し、調理工程を経て食物として摂取するまでに沢山の人々の働きがあることを知り、食べる事への感謝の念を持つ。

3　職員の処遇

(1) 職員構成（令和７年４月）

①大野保育園　（園長１名、主任保育士１名、保育士11名、看護師１名、調理員３名、事務員１名、嘱託医２名）

職　名	氏　名	職　務　分　担（概要）
理事長	間山公一	法人・園の経営、園の事務管理、園舎の管理、官署・渉外連絡
園長	工藤暁子	園の運営、安全管理責任者、職員の管理、保育・給食業務の管理、園舎の管理、官署・渉外連絡、職員研修計画に関する事項、福利厚生に関する事項、シフト作成に関する事項、勤務記録管理に関する事項、プレゼント・絵本・備品注文・雑費に関する事項、伝言ファイル作成、事務室黒板記入
主任保育士 （全クラス補助）	奥崎美智子	園長補佐、保育計画の立案、保育指導、業務日誌、行事計画に関する事項、実習生・ボランティア・一時預かり保育に関する事項、保護者会に関する事項、園だより・HP・掲示物に関する事項、幼保小連携窓口
５歳児担当保育士	松田明子 （３歳以上児ﾘｰﾀﾞｰ）	行事進行、副主任保育士、主任補佐、業務負担軽減（ICT）に関する事項、保育環境整備に関する事項
４歳児担当保育士	小濱幸美	行事進行、保護者支援・子育て支援リーダー、カメラ・ビデオに関す事項
３歳児担当保育士	與那美由	行事進行、幼児保育リーダー、業務負担軽減（ICT）に関する事項 カメラ・ビデオに関する事項
２歳児担当保育士	沼田奈津子 浅田美月	行事進行、副主任保育士、主任補佐、業務負担軽減（ICT）に関する事項、未満児室環境整備に関する事項、幼児体育指導に関する事項 行事進行、業務負担軽減（ICT）に関する事項、未満児室環境整備に関する事項
１歳児担当保育士	菊池祐菜	行事進行、業務負担軽減（ICT）に関する事項、避難訓練に関する事項、未満児室環境整備に関する事項
０歳児担当保育士	長内智恵 （３歳未満児ﾘｰﾀﾞｰ）	行事進行、保健衛生・安全対策リーダー、避難訓練に関する事項、安全管理に関する事項、業務負担軽減（ICT）に関する事項、乳児備品管理（おむつ・ミルク・おやつ・洗剤類等）、未満児室環境整備に関する事項
フリー保育士	西田奈津美 酢谷佳小里 山口るみ子 一戸まなみ	保育補助（主に２歳児）、保育室環境整備に関する事項、一時預かり保育に関する事項 保育補助（主に１歳児）、保育室環境整備に関する事項 保育補助（主に１歳児）、保育室環境整備に関する事項 保育補助（主に３歳児）、保育室環境整備に関する事項
看護師	森裕美	保険衛生・安全対策リーダー、保育補助（主に０歳児）、検便に関する事項、看護日誌、与薬依頼書に関する事項、園児の健康指導、未満児室環境整備に関する事項
調理師	須藤理美子	献立作成、アレルギーに関する事項、離乳食・アレルギー対応リーダー、カウプ指数、食材発注に関する事項、給食書類に関する事項、栄養管理に関する事項
調理員	肥後貴和子	給食補助、給食施設自主点検表に関する事項、食品受払簿に関する事項、おやつ発注に関する事項、食育だよりに関する事項、備蓄食品に関する事項
調理員	和嶋かおり	給食補助
事務	村上峰子	事務リーダー、会計、法人・保育・経理事務、措置費・給食費に関する事項、残業・勤務記録管理に関する事項、その他
嘱託医	嶋中義人 秋谷久美子	園児の内科健康診断・保健助言指導 園児の歯科健康診断・保健助言指導

②大野児童クラブ

学童支援員	間　山　百　合　子	学童リーダー
	間　山　公　一	学童保育
	種　市　は　る　な	学童保育
	工　藤　武　彦	学童保育
	成　田　安　男	学童保育（スポットワーク）

(2)　健康管理

健康診断　年１回実施（指定健康診断医療機関：川口内科、あおもり協立病院）
※40歳以上付加項目検査あり

(3)　各種会議等

職　員　会　議　　月１回実施	職員全体研修会　年３回以上実施
給　食　会　議　　月１回実施	理事長個人面談　年１回実施

※ケース会議等は適宜実施

(4)研修計画

《職員研修方針》

児童福祉施設として社会的な役割を担う公共性の高い保育園に携わる職員としての自覚と未来を担う子どもを育て、保護者を支援していく高い専門性の知識や経験を高めていく。そのための研修ニーズを把握した職員全体研修と個別研修計画シートの評価指導を充実させ一人ひとりの資質向上と研修成果の還元を日常業務(保育サービス)等に活用していく。

①職場内研修（OJT）の推進・充実

職員会議・打合わせ、伝達講習等の充実を図り、園・各クラスの課題提起と解決を職員全体で認識していく。

②法人全体の内部研修や外部研修計画に沿った職員の派遣、また各職員の個人研修計画・評価シートの記入と自己評価を継続し、日々の保育実践や業務を真摯に振り返り、評価や改善向上のための行動指針としていく。

(5)福利厚生等

令和７年度も、職員福利厚生の更なる充実を図る為に、社会福祉法でも規定されている福利厚生センターソゥエルクラブへ加入する。また、職員健康診断の付加項目(胃がん検査)やインフルエンザ予防接種の費用を助成し、職員の健康維持と働きがいのある職場作りの体制を維持する。

4　施設事業管理

(1) 園舎等の整備(改修)、備品購入計画

避難経路（スロープ）の整備

(2) 災害対策

業者(青森消防設備)による火災報知機等の保守点検(年2回)と有事(自然災害等)の備蓄用品(発電機、電灯電池、飲料水、食品、ストーブ等)の点検整備を行う。

□ 避難訓練年間計画

月	想定	内容	月	想定	備考
4	地震	地震発生による避難	10	地震による火災	地震から火災発生による屋外避難
5	地震による火災	地震から火災発生による屋外避難	11	火災	調理室からの火災発生による避難
6	火災	学童室からの火災発生による屋外避難	12	地震(不審者)	地震発生による避難
7	地震	地震発生による屋外避難	1	火災(Jｱﾗｰﾄ)	学童室からの火災発生による避難
8	地震	地震発生による屋外避難	2	地震(水害)	地震発生による避難(水害2階)
9	火災(防災)	近隣建物火災による屋外避難	3	火災	調理室からの火災発生による避難

5　地域社会との連携推進

(1) 地域社会へ保育園(社会資源)としての機能を開放・還元する。

(2) 地域敬老会、老人福祉施設等の訪問交流の実施。

(3) 中高生の職場体験活動及び保育実習生の積極的な受入。

(4) 地域の子育て支援の為の育児・子育て講座、育児相談等への対応。

社会福祉法人　桜川会

□ 大野保育園　〒030-0852　青森市大野前田 74－1
TEL 017-739-7871　FAX 017-718-7081
Eメール ohno5641@actv.ne.jp
HP　社会福祉法人桜川会　→　検索

□ 大野児童クラブ 〒030-0852　青森市大野前田 74－1
TEL・FAX 017-739-3998
HP　社会福祉法人桜川会　→　検索